

特定の水銀の輸入承認について

輸入注意事項 27 第 18 号 (27.11.11)

最終改正：平成 29 年 8 月 10 日付け・輸入注意事項 29 第 10 号

平成 29 年 8 月 10 日付け経済産業省告示第 190 号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記 1 に掲げる水銀の輸入承認については、平成 29 年 8 月 16 日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

輸入公表の三の九の(7)に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条約第三条 1 (a)に規定する水銀（水銀と他の物質との混合物（水銀の合金を含む。）であつて、水銀の濃度が全重量の 95 パーセント以上であるものを含む。以下「特定水銀」という。）

2 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2 通
- ② 申請理由書（別紙様式） 1 通
- ③ 輸入契約書又は輸入契約を証するに足る書面の写し 1 通
- ④ ISO11014 に基づいて作成した化学品の安全データシート（SDS） 1 通
- ⑤ その他必要があると認められる書面

(2) 申請書の提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

3 輸入承認基準

輸入承認申請が上記 2 に従って行われたものであることを確認の上、次の（1）又は（2）の条件に基づき、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行う。

（1）輸出を行う非締約国又は地域が当該水銀について①及び②の供給源からのものではないことを示す証明書を提出した場合

- ① 平成 29 年 8 月 16 日以降に非締約国又は地域において新たに開発された鉱山から一次採掘された水銀
- ② クロルアルカリ設備の廃棄から生じる余剰の水銀

（2）実験室規模の試験研究用、参照の標準用として用いられるものであると認められる場合

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印又は署名
住 所
電 話
F A X
担当者名
e - m a i l

輸入承認申請理由書
(特定水銀申請用)

当該貨物は、輸入公表二の表の第2の4に該当するので申請します。

1. 輸入貨物の概要

(1) 貨物名、数量等

貨物名	型及び等級 (規格)	数量

(2) 当該貨物 (含有物については規制物質) のCAS No.

(3) 当該貨物 (含有物については規制物質) の国連番号

(4) 当該貨物の輸入統計品目番号 (HSコード)

(5) 輸入予定時期

(6) 輸入公表に該当する具体的理由

2. 製造業者

製造業者名 _____

住 所 _____

代表者名 _____ 担当者名 _____ (所属) _____

電 話 _____ 内 線 _____ F A X _____

事業内容 _____

3. 輸出者

会 社 名 _____

住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____
e - m a i l _____
事業内容 _____

4. 輸入者

会 社 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____
e - m a i l _____
事業内容 _____

5. 中間取引者

会 社 名 _____
住 所 _____
事業内容 _____

6. 最終需要者

会 社 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____
e - m a i l _____
保管場所住所 _____
使用工場住所 _____
受入予定年月日 _____
事業内容 _____
最終用途 (※具体的に記載のこと)

7. 当該貨物の輸入実績 (※過去に同一の貨物を同一の輸入者及び最終需要者に輸入した実績のある場合に記載のこと)

輸入者名 :

最終需要者名 :

承認年月日	船積地域	数量	輸入承認番号	備考

8. その他 (当該貨物の輸入に関する今後の見通し等)
